

発行責任者 / 小林 政 仁

発 行 日 / 2025 年 9 月 1 日

心



No. 231

社報タイトル「一心」は社内で
掲げる2025年の標語です。

● 会計 ● 相続 ● 経営コンサルティング

小林合同会計

代表社員 小林 政 氏 代表社員 小林 政 仁
税理士 須 賀 保 雄 税理士

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

10月の税務

● 10月10日

1. 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

● 10月31日

2. 8月決算法人の確定申告

〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉

3. 2月, 5月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

〈消費税及び地方消費税〉

4. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告

〈消費税及び地方消費税〉

5. 2月決算法人の中間申告

〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

6. 消費税の年税額が400万円超の2月, 5月, 11月決算法人の3月ごとの中間申告

〈消費税及び地方消費税〉

7. 消費税の年税額が4,800万円超の7月, 8月決算法人を除く法人・個人事業者の

1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)〈消費税及び地方消費税〉

● 10月中において市町村の条例で定める日

8. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

※デスクマット等に挟んでご利用ください。

決算報告会

本年8月6日をもって開所24周年を迎えることができました。
これもひとえに皆様の温かい御厚情の賜物であり、心より感謝申し上げます。
これからも皆様の御期待に添えますよう、一層努力してまいります。



人材評価制度について社員全員でグループ
ディスカッションを行いました。
組織として、さらに良くなるよう今後も定
期的に開催していく予定です。

永年勤続表彰

本年も永年勤続該当者4名に、所長より表彰状の授与、並びに記念品の贈呈を行いました。

I・K(35年)・K・T(25年)・
M・M(20年)・M・T(10年)
※()の年数は勤続年数になります。

